# 地方財政審議会付議(決裁)案件

平成31年2月19日(火)

# (案件名)

平成30年度国の予算等貸付金債に係る同意等について(決裁案件)(根拠法令は別紙)

担 当 自治財政局地方債課 能見課長補佐 (内23473) 平成30年度国の予算等貸付金債に係る同意又は許可について

# 1 事業内容

国の予算又は政府関係機関等から地方公共団体に対して貸付けられる貸付金には、中小企業高度化資金貸付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、これらを総称して国の予算等貸付金債と呼んでいる。

これら国の予算貸付又は政府関係機関等貸付金は、それぞれ根拠法に基づき、各省庁又は各政府関係機関等の予算によりその所要額が確保される仕組みとなっているが、地方公共団体の側からすれば長期の借入金であることから、地方債として処理する必要があり、地方財政法に基づく総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を必要とする。

# 2 同意等方針

平成30年度地方債同意等基準運用要綱第五の六の2により、国の各省庁等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意又は許可を行う。

(単位:億円)

(単位·億円)

# 3 地方債計画及び同意等額

(1)通常収支分

					<u> </u>	1 1— 1 10-1 17
	区分	地方債計画 (改正後)	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
計		289	4 3 7	1 4	4 5 1	▲ 162
# ==	都道府県・ 指定都市分	_	4 2 4	1 2	4 3 7	_
内訳	市町村・ 特別区分	_	1 2	2	1 4	_

- ※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。
- ※ 既同意等額には届出分(1月分まで)を含む。

### (2) 東日本大震災分(復旧・復興事業)

(	8.0 年八辰火刀	(及山 及兴日	P <del>*</del> /			(辛位、応门)
	区分	地方債 計画	既 同意等額	今回 同意等額	同意等額 計	計画残額
	計	4	1	1	2	2
内訳	都道府県・ 指定都市分	_	_	_	_	_
内訳	市町村・ 特別区分	_		I	-	_

#### (参考) 事業区分

(1)通常収支分

(1) 超市农文为	H30 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	+ · l态   <b>1 ·</b> /// /
中小企業高度化資金貸付金	120	355.7	0.9	356.6	297.1%
土地区画整理組合等貸付金	5	4. 3	1.0	5. 3	106.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付金	28	11. 7	0.3	12.0	42.7%
災害援護資金貸付金	15	1.0	0. 02	1.0	6.5%
都市開発資金貸付金	17	10. 9	1.9	12.8	75.6%
市街地再開発組合等貸付金	8	4. 0	_	4. 0	50.0%
埠頭整備等資金貸付金	46	19.1	_	19.1	41.4%
公害防止資金貸付金	1	_	_	_	0.0%
木材産業等高度化推進資金貸付金	9	7. 4	_	7.4	82.4%
沖縄振興開発金融公庫資金貸付金	1	_	0. 1	0.1	10.4%
日本政策金融公庫資金貸付金	32	22. 6	9. 4	32.0	100.1%
連続立体交差資金貸付金	1	_	_	_	0.0%
都市環境維持・改善事業資金貸付金	1	_	_	_	0.0%
電線敷設工事資金貸付金	3	_	_	_	0.0%
賑わい増進事業資金貸付金	1	_	_	_	0.0%
特定連絡道路工事資金貸付金	1	_	_	_	0.0%
介護保険財政安定化基金貸付金	_	_	0.5	0.5	_
숌 핡	289	436.6	14. 2	450.8	156.0%

(単位:億円、%)

- ※ 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。
- ※ 既同意等額には届出分(1月分まで)を含む。

## (2) 東日本大震災分(復旧·復興事業)

	H30 地方債計画	既同意等額	今回同意等額	同意等額計	執行率
災害援護資金貸付金	4	0.9	1.0	1.9	47.5%
合 計	4	0. 9	1.0	1. 9	47.5%

<sup>※</sup> 四捨五入の結果、合計と内訳が一致しない場合がある。

# 4 岩手県の変更許可申請について

岩手県が、平成 20 年度に中小企業基盤整備機構から償還期間 10 年で借入れた中小企業高度化資金貸付金について、今年度、履行期限を迎え、10 年間の延長措置がとられることとなった。履行延期の承認申請に対する中小企業基盤整備機構からの承認に併せて、償還期間の変更について、速やかに許可を行うこととする。

# 5 今後のスケジュール

2月25日(月)同意等予定

1	合 計									(単位:百万円)
		都道府県 同意	・指定都市・一語 許可		同意	市町村・特別	計	同意	合計 許可	÷Τ
1	北海道	问息 -	819.000	計 819.000	<u> </u>	<u>許可</u> 51.091	84.391	可息 33.300	870.091	計 903.391
		_	013.000	013.000	13.218	31.031	13.218	13.218	070.031	13.218
	青森県		170.070	170.070	13.210		13.216	13.210	170.070	
	岩手県	_	170.276	170.276		_	_	_	170.276	170.276
_	宮城県	-	-	_	_	-	_	-	-	
_	秋田県	-	-	=		-	=	-	-	=
6	山形県	-	-	-	_	-	-	_	-	_
7	福島県	9.400	-	9.400	-	-	-	9.400	-	9.400
8	茨城県	5.554	-	5.554	-	-	-	5.554	-	5.554
9	栃木県	-	-	_	-	-	-	-	-	-
10	群馬県	-	-	_	_	-	-	_	-	_
11	埼玉県	42.000	-	42.000	_	_	=	42.000	-	42.000
	千葉県	_	_		_	_	_	_	_	-
	東京都	_	_			_		_	_	_
		+								
	神奈川県	_	-	_		_	_	_	-	
	新潟県	-	-	_			_	-	_	_
	富山県	-	-	=	_	-	=	-	-	
17	石川県	-	-	-	50.000	-	50.000	50.000	-	50.000
18	福井県	-	-	=	_	-	=	_	-	-
19	山梨県	-	-	_	-	-	-	-	-	-
20	長野県	_				_	_			
21	岐阜県	-	-	-	-	-	-		-	-
	静岡県	_	-	-	-	-	_	_	-	-
	愛知県	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	三重県	_	_	_	50.400	_	50.400	50.400	_	50.400
_	滋賀県	_	_	_	30.400	_	30.400	30.400	_	30.400
	京都府	-	-			_	_	-	-	
	大阪府	-	-	-			-	-	-	_
_	兵庫県	-	-	=		-	=	-	-	=
29	奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	_
30	和歌山県	-	-	=	_	-	=	_	_	-
31	鳥取県	-	-	_	-	-	-	_	-	-
32	島根県	4.467	-	4.467	_	-	-	4.467	-	4.467
33	岡山県	-	-	_	-	-	-	-	-	_
34	広島県	_	-	=	_	_	=	_	-	=
	山口県	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	徳島県	_	_	_		_	_	_	_	_
	香川県	_		_		_	_	_	_	_
	愛媛県	-	_	_		_	=	_	_	_
_	高知県	_	-	_	_	-	_	_	_	
	福岡県	-	-	_	_	-	-	-	-	-
41	佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	_
42	長崎県	-	-	_	-	-	-	-	_	-
43	熊本県	-	-	-	-	-	_	-	-	-
44	大分県	-	-	-	-	-	-	_	-	_
45	宮崎県	_	-	=	_	-	=	_	=	=
_	鹿児島県	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	沖縄県	_	_	_	10.400	_	10.400	10.400	_	10.400
	札幌市				10.400		10.400	10.400		10.400
	仙台市	_	_					_	_	_
		-	-					_	_	
	さいたま市	-	-					-	-	_
_	千葉市	_	-	-	<u>/</u> _			-	-	-
	横浜市	_	-	-				-		-
53	川崎市	10.990	-	10.990				10.990	-	10.990
54	相模原市									
55	新潟市	-	-	-				_	-	_
56	静岡市	-	-	-				-	-	-
	浜松市	_	-	_	_			_	_	-
	名古屋市	100.000	144.000	244.000				100.000	144.000	244.000
	京都市	. 50.000	. 14.000	£44.000					. 14.000	£44.000
		-	-					_	-	
	大阪市	-	-					-	-	
	堺 市	_	-	_				-	-	_
	神戸市	-	-	-				-	-	-
63	岡山市	-	-	-				-	-	-
64	広島市									
65	北九州市	-	-	-	$\overline{}$				-	-
	福岡市	-	-	-				-	-	=
_	熊本市	_	_	_	_			_	_	_
	特別区					_	_	_	_	_
55	合計	170 411	1 122 276	1 205 607	157.318	E1 001	200 400	220 720	1 104 267	1 514 000
	i III	172.411	1,133.276	1,305.687	107.318	51.091	208.409	329.729	1,184.367	1,514.096

# 平成30年度 国の予算等貸付金債同意等額(第2回定例協議分)

2 通常収支分

2							(単位:百万円)			
		印追所乐 同意	許可	計	同意	市町村・特別[ 許可	計	同意	合計 許可	計
1	北海道	-	819.000	819.000	33.300	51.091	84.391	33.300	870.091	903.391
_	青森県	-	-	-	13.218	-	13.218	13.218	-	13.218
	岩手県	_	89.536	89.536	_	_	_	_	89.536	89.536
	宮城県	_	-	-	_	_	_	_	-	-
	秋田県								+	
		-	<del></del>						<u>_</u>	
	山形県	_	_	_	_	_	_	_	_	
	福島県	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	_
	栃木県	-	-	_	-	-	_	-	_	_
10	群馬県	-	-	-	-	-	I	-	-	-
11	埼玉県	42.000	_	42.000	_	1	1	42.000	_	42.000
12	千葉県	_	_	_	_	_	_	=	_	_
	東京都	_	-	_	_	_	_	_	-	_
	神奈川県	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	新潟県	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	富山県								+	
		_	_	_		_			_	
	石川県	_	-	_	50.000	-	50.000	50.000	-	50.000
	福井県	-	-	-	-	-	-	=	-	_
	山梨県	-	-		-	-	_	-	-	
20	長野県						-			
21	岐阜県		-	-	=	-	-	-		
	静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	_
	愛知県	_	_	-	_	-	-	_	-	_
	三重県	_	_	_	50.400	_	50.400	50.400	_	50.400
	滋賀県	_	_	_	30.400	_			_	00.700
	京都府	-		_	_			_	_	_
					_		_			
	大阪府	-	-	_	_		_		-	_
_	兵庫県	-	-	=	-	-	-	-	-	
	奈良県	-	-	_	-	-	_	-	-	_
30	和歌山県	-	-	-	-	-	I	-	-	-
31	鳥取県	_	-	-	-	1	-	-	-	=
32	島根県	4.467	-	4.467	-	-	_	4.467	-	4.467
33	岡山県	_	_	=	-	_	_	_	-	_
	広島県		-	_	_	_	-	-	-	_
	山口県	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	徳島県									
		_	_				_		_	_
_	香川県	_	_	_		_	_		_	
_	愛媛県	_		_	-	-	_	=	_	_
	高知県	-	-	=	-	-	-	-	-	
40	福岡県	_	_	_	-	-	-	-	_	_
41	佐賀県	-	-	=	=	-	=	=	-	=
42	長崎県	_	-	-	-	-	_	-	-	_
43	熊本県	-	-	=	-	-	-	-	-	=
44	大分県	_	_	_	-	_	-	-	_	_
45	宮崎県	_	-	_	_	_	_	_	-	_
	鹿児島県	_	_	_	_	-	_	_	_	
	沖縄県	_	_	_	10.400	_	10.400	10.400	_	10.400
_		_	_	_	10.400		10.400	10.400	_	10.400
	札幌市		_							
	仙台市		_						_	
	さいたま市	-		_					-	_
_	千葉市	_	-	-				-	-	_
_	横浜市	-	-	=				-	-	_
53								10.990		10.990
	川崎市	10.990	-	10.990				10.000		
54	川崎市 相模原市	10.990	-	10.990				-		
		10.990		10.990		=		-	-	<u></u>
55	相模原市 新潟市	10.990		10.990				- - -	- - -	
55 56	相模原市 新潟市 静岡市	10.990	-	10.990				- - -	- - -	
55 56 57	相模原市 新潟市 静岡市 浜松市		- - -	- - -				- - -	- - - 144 000	244 000
55 56 57 58	相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市	- - - 100.000	- - - - 144.000	10.990				- - - - 100.000	- - - 144.000	244.000
55 56 57 58 59	相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市		- - - - 144.000	- - -				- - -	- - - - 144.000	244.000
55 56 57 58 59 60	相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	- - - 100.000	- - - 144.000	- - -				- - -	- - - - 144.000	244.000 - 24-
55 56 57 58 59 60 61	相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	- - - 100.000	- - - - 144.000	- - -				- - -	- - - 144.000 - -	244.000 - - 244.000 - -
55 56 57 58 59 60 61 62	相模原市 新潟市 静岡市 浜名市 京都市 大阪市 市 神戸市	- - - 100.000	- - - 144.000	- - -				- - -	- - - 144.000 - - -	- - - 244.000 - - -
55 56 57 58 59 60 61 62	相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	- - - 100.000	- - - 144.000 - -	- - -				- - -	144.000	- - 244.000 - - -
55 56 57 58 59 60 61 62 63	相模原市 新潟市 静岡市 浜名市 京都市 大阪市 市 神戸市	- - - 100.000	- - - 144.000 - - -	- - -				- - -	144.000	- - 244.000 - - - -
55 56 57 58 59 60 61 62 63	相模原市 新潟市 静岡市 浜名市 京都市 大阪市 中 市	- - - 100.000	- - - 144.000 - - - -	- - -				- - -	144.000	244.000 - - - - - -
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65	相模原市 新潟市 湯岡市 湯岡松市 日本 京 大 塚 在 京 都 阪 市 下 中 一 市 市 市 由 点 九 州 市	- - - 100.000	- - - 144.000 - - - -	- - -				- - -	- - - 144.000 - - - - - -	244.000
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	相模原市 新潟岡市 湯岡松市 日本 京 大塚 在 京 下 大塚 神岡 山島 九 州市 本 和 田 山島 九 州市	- - - 100.000	- - - 144.000 - - - -	- - -				- - -	- - - 144.000 - - - - - - -	244.000
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67	相模原市 新潟岡市 湯岡 本市 東京 大塚 神岡 広北 福熊本 本市 本市 本市 中山 島 九 州市 本市 本語 東市 市市 本市 本市 本市 本市 本市 本市 本市 本市	- - - 100.000	- - - 144.000 - - - -	- - -				- - -	- - - 144.000 - - - - - - -	244.000
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67	相模原市 新潟岡市 湯岡松市 日本 京 大塚 在 京 下 大塚 神岡 山島 九 州市 本 和 田 山島 九 州市	- - - 100.000	- - - 144.000 - - - -	- - -	157.318	51.091	208.409	- - -	- - - 144.000 - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- - 244.000 - - - - - - - - - - - - - - - - - -

# 平成30年度 国の予算等貸付金債同意等額(第2回定例協議分) 3 東日本大震災分(復旧・復興事業)

3									(単位:百万円)	
		都追府県 同意	·指定都市·一 許可	部事務組合 計	同意	市町村・特別 許可	計	同意	合計 許可	計
1	北海道	_	-	-	-	-	-		-	-
2	青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	岩手県	-	80.740	80.740	-	-	-	_	80.740	80.740
4	宮城県	_	_	-	-	_	-	-	-	-
5	秋田県	_	-	ı	-	-	-	1	-	-
6	山形県	_	-	-	-	_	-	ı	-	-
7	福島県	9.400	-	9.400	-	-	-	9.400	-	9.400
8	茨城県	5.554	_	5.554	-	-	-	5.554	-	5.554
9	栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	_
10	群馬県	-	_	_	-	-	-	-	=	=
11	埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	千葉県	-	_	-	-	-	-	-	-	_
_	東京都	-	_	-	-	-	-	-	-	_
	神奈川県	-		-	-	-	_	-	-	_
_	新潟県	-	_	-	-	-	_	-	-	_
	富山県	-	_	_	-	-	-	-	-	=
17	石川県	-	_	_	-	-	-	-	-	
18	福井県	-	_	-	_	_	-	-	-	_
	山梨県	-	-	=	=	-	=	-	-	=
20	長野県	-	-	=	=	-	=	-	-	=
	岐阜県	_		=	=	-	=	-	-	
22	静岡県	_		=	=	-	=	-	-	
23	愛知県	-	-	=	=	-	=	-	-	=
24	三重県	-	_	-	-	_	-	-	-	_
_	滋賀県	-	-	=	=	-	=	-	-	-
	京都府	_	_	-	_	_	-	-	-	_
27	大阪府	-	_	_	-	-	-	-	-	-
28	兵庫県	-	_	_	-	-	-	-	-	-
	奈良県	-	_	_	-	-	-	-	-	=
30	和歌山県	-	_	_	-	-	-	-	-	_
31	鳥取県	-	-	_	-	-	-	-	-	-
32	島根県	-	_	_	-	-	-	-	-	-
	岡山県	-	_	_	-	-	-	-	-	-
34	広島県	-	_	=	-	-	=	-	-	=
35	山口県	-		_	-	_	-	-	-	-
36	徳島県	-		_	_	_	_	-	-	_
37	香川県	_		_	_	_	_	_	-	_
38	愛媛県	-	_	=	-	-	=	-	-	=
39	高知県	-		_	-	-	_	-	-	_
40	福岡県	-	_	_		_	=	-	-	-
41	佐賀県	-		_	_	_	_	-	=	-
	長崎県	-	_	_	-	-	_	-	-	_
_	熊本県	-		_	-	-	_	-	-	_
	大分県	-		_	_	_	_	_	_	_
	宮崎県	-		=	_	_	_	-	_	_
_	鹿児島県	-		=	-	-	=	_	-	-
	沖縄県	-		_		<u> </u>		_	_	_
	札幌市 仙台市	-		_				_	_	
_	仙台市 さいたま市	-		_				_		
_	千葉市	-	<u> </u>	_				_		
	横浜市	_		_				_	_	_
_	川崎市	_		_					_	_
	相模原市	_								
_	新潟市	_						_	_	
_	静岡市	_		_						_
	浜松市	_		_						
	名古屋市	_	<u>_</u>							
_	京都市			_						
	大阪市	<del>                                     </del>		_						
_	堺 市	<del>                                     </del>		_						
				_				_	_	
_	岡山市			_				_		
_	広島市		_	_				_		_
_	北九州市	<del>                                     </del>		_						
_	福岡市	<del>                                     </del>		_						
67	熊本市			_				_	_	
	特別区				_	_		_		_
50	合計	14.954	80.740	95.694	_	_	_	14.954	80.740	95.694
		17.534	00.740	95.094	_	ı		17.334	00.740	93.094

# 平成30年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額①)

北島道   現現   現現   現現   現現   日本   日本   日本   日本			中小企業	<b>美高度化資金</b>	金貸付金	土地区画	整理組合等	等貸付金	母子父子	寡婦福祉資	金貸付金	災害援護資	g金貸付金(通	(常収支分)
14   持受   15   15   15   15   15   15   15   1				市町村分										
14   持受   15   15   15   15   15   15   15   1	1	北海道								10.010	10.010			
14   持受   15   15   15   15   15   15   15   1	3	月秋宗 岩手県	89.536		89.536					13.218	13.218			
14 持套川県 15 新出県 16 富山県 17 石川県 18 福井県 10 山製県 10 長野県 10 日東県	4	宮城県	00.000		00.000									
14 持套川県 15 新出県 16 富山県 17 石川県 18 福井県 10 山製県 10 長野県 10 日東県	5	秋田県												
14 持套川県 15 新出県 16 富山県 17 石川県 18 福井県 10 山製県 10 長野県 10 日東県	6	山形県												
14   神変川県	7	福島県												
14 持套川県 15 新出県 16 富山県 17 石川県 18 福井県 10 山製県 10 長野県 10 日東県	9	析木県												
14   神変川県	10	群馬県												
14   神変川県	11	埼玉県												
14   神変川県	12	千葉県												
30 和耿山県	13	果 <b>只</b> 都 抽本川但												
30 和歌山県	15	新潟県												
30 和耿山県	16	富山県												
30 和耿山県	17	石川県												
30 和耿山県	18	福井県												
30 和耿山県	20	山栄県 集野県												
30 和耿山県	21	岐阜県												
30 和耿山県	22	静岡県												
30 和耿山県	23	愛知県												
30 和耿山県	24	三重県												
30 和耿山県	26													
30 和耿山県	27	大阪府												
30 和耿山県	28	兵庫県												
46   鹿児島県	29	奈良県												
46   鹿児島県	30	和歌山県												
46   鹿児島県	32	局以宗 自相但							2 800		2 800	1 667		1.667
46   鹿児島県	33	岡山県							2.000		2.000	1.007		1.007
46   鹿児島県	34	広島県												
46   鹿児島県	35	山口県												
46   鹿児島県	36	徳島県												
46   鹿児島県	38	音川宗 愛媛里												
46   鹿児島県	39	高知県												
46   鹿児島県	40	福岡県												
46   鹿児島県	41	佐賀県												
46   鹿児島県	42	長崎県 能士県												
46   鹿児島県	44	<del>庶本宗</del> 大分県												
##   100,000														
48   札幌市	46	鹿児島県												
49   仙台市	47	沖縄県												
50	48 40	<u> </u>												
51 千葉市         52 横浜市         53 川崎市         54 相模原市         55 新潟市         56 静岡市         57 浜松市         58 名古屋市         60 大阪市         61 堺市         62 神戸市         63 岡山市         64 広島市         65 北九州市         66 福岡市         67 熊本市         68 特別区	50	世ロリ												
52 横浜市       53 川崎市       54 相模原市       55 新潟市       56 静岡市       57 浜松市       58 名古屋市       60 大阪市       61 堺市       62 神戸市       63 岡山市       64 広島市       65 北九州市       66 福岡市       67 熊本市       68 特別区	51	千葉市												
54     相模原市       55     新潟市       56     静岡市       57     浜松市       58     名古屋市       60     大阪市       61     堺市       62     神戸市       63     岡山市       64     広島市       65     北九州市       66     福岡市       67     熊本市       68     特別区	52	横浜市												
55   新潟市	53	川崎市							10.990		10.990			
56 静岡市       57 浜松市       58 名古屋市       59 京都市       60 大阪市       61 堺市       62 神戸市       63 岡山市       64 広島市       65 北九州市       66 福岡市       67 熊本市       68 特別区	54	<u>相模原市</u> 新選市												
57     浜松市       58     名古屋市       59     京都市       60     大阪市       61     堺市       62     神戸市       63     岡山市       64     広島市       65     北九州市       66     福岡市       67     熊本市       68     特別区	56	静岡市												
58     名古屋市       59     京都市       60     大阪市       61     堺市       62     神戸市       63     岡山市       64     広島市       65     北九州市       66     福岡市       67     熊本市       68     特別区	57	浜松市					_							
60 大阪市       61 堺市       62 神戸市       63 岡山市       64 広島市       65 北九州市       66 福岡市       67 熊本市       68 特別区	58	名古屋市				100.000		100.000						
61  堺市       62 神戸市       63  岡山市       64 広島市       65 北九州市       66 福岡市       67 熊本市       68 特別区	59	京都市												
62     神戸市       63     岡山市       64     広島市       65     北九州市       66     福岡市       67     熊本市       68     特別区	61	人 <u>阪巾</u> 伊市												
63 岡山市       64 広島市       65 北九州市       66 福岡市       67 熊本市       68 特別区														
64 広島市       65 北九州市       66 福岡市       67 熊本市       68 特別区	63	岡山市												
66 福岡市       67 熊本市       68 特別区	64	広島市		$\overline{}$										
67 熊本市 68 特別区	65	北九州市												
68 特別区	66	(福岡市 (金本市												
	68	特別区												
H1 001000 1001000 1001000 1001000 110000 110000 110000 110000 110000 110000 110000 110000 110000 110000 110000		計	89.536		89.536	100.000		100.000	13.790	13.218	27.008	1.667		1.667

# 平成30年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額②)

北海道   北海道   中間   中間   中間   中間   中間   中間   中間   中		都市	開発資金貸	付金	油縄振剛盟	<b> </b>	咨全贷付全	日本政策	全融公庙省	全貸付金	介謹保除日	比政安定化基	4全貸付全
北本道  1900   19100													
9 出移無 1 経過無 1 経過無 1 地 主果 1 東京都 1 東京都 1 東京都 1 東京都 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 日本出型限 2 静野限 2 静野限 2 静野限 2 静野限 2 1 声歌 表現 表現 第 2 1 声歌 表現 第 3 月 東京和 3 月 東京和 4 1 日本記 5 1 日本記 6 日本記 7 日本記	1 北海道												
9 出移無 1 経過無 1 経過無 1 地 主果 1 東京都 1 東京都 1 東京都 1 東京都 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 日本出型限 2 静野限 2 静野限 2 静野限 2 静野限 2 1 声歌 表現 表現 第 2 1 声歌 表現 第 3 月 東京和 3 月 東京和 4 1 日本記 5 1 日本記 6 日本記 7 日本記	2 青森県												
9 出移無 1 経過無 1 経過無 1 地 主果 1 東京都 1 東京都 1 東京都 1 東京都 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 日本出型限 2 静野限 2 静野限 2 静野限 2 静野限 2 1 声歌 表現 表現 第 2 1 声歌 表現 第 3 月 東京和 3 月 東京和 4 1 日本記 5 1 日本記 6 日本記 7 日本記	3 岩手県												
9 出移無 1 経過無 1 経過無 1 地 主果 1 東京都 1 東京都 1 東京都 1 東京都 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 東京和 1 日本出型限 2 静野限 2 静野限 2 静野限 2 静野限 2 1 声歌 表現 表現 第 2 1 声歌 表現 第 3 月 東京和 3 月 東京和 4 1 日本記 5 1 日本記 6 日本記 7 日本記	5 秋田県												
7 福島県   1	6  Ш												
8 支援県	7   福阜県												
15 平安県	8 茨城県												
15 平安県	9												
15 平安県	11 快工但							42 000		42 000			
19 東京都   19 東京和   1								12.000		12.000			
1 世	13 東京都												
1 世	14 神奈川県												
1 世	15 新潟県												
1 世	17 石川県								50 000	50,000			
1 世	18 福井県								00.000	00.000			
22 財助	19 山梨県												
22 財助	20 長野県												
22 受到果	21 岐阜県												
22	23 受知旦												
22	24 三重県		50.000	50.000					0.400	0.400			
22	25 滋賀県												
22	26 京都府												
29 奈良県	27 大阪府												
90 和歌山県	28												
31 島 取県 32 島根県 33 日本	30 和歌山県												
38 岡山県	31 鳥取県												
38 岡山県	32 島根県												
10日県   10日県   10日	33 岡山県												
37 音川県	34   仏島県												
37 音川県	36 徳島県												
38   高知県	37 香川県												
38   高知県	38 愛媛県												
4   佐賀県	39  高知県												
42 長崎県	40   個両県												
43	42 長崎県												
44 大分県   14   15   16   16   17   17   17   17   17   17	43 熊本県												
66   鹿児島県   10.4000   10.400   10.400   10.400   10.400   10.400   10.400   10.4	44 大分県												
10.400   10.400	45 宮崎県												
#8 札幌市	46   屁児島県					10.400	10.400						
49 仙台市	48 札幌市					10.400	10.400						
50 さいたま市 51 丁葉市 52 横浜市 52 横浜市 53 川崎市 64 広島市 66 福岡市 66 8 特別区 66 日本 67	49 仙台市												
52 横浜市       1 </td <td>50 さいたま市</td> <td></td>	50 さいたま市												
53 川崎市       14模原市       14模原市       14 <td>51 千葉市</td> <td></td>	51 千葉市												
54 相模原市       4 相模原市       4 目標原市       55 新潟市       56 静岡市       57 其松市       57 其松市       58 名古屋市       144.000       144.000       58 名古屋市       144.000	52 横浜市												
55 新潟市       56 静岡市	54 相模百市												
56 静岡市       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       146.000	55 新潟市												
57 浜松市       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       144.000       146.000	56 静岡市												
59 京都市	57 浜松市												
60 大阪市       61 堺市       62 神戸市       63 岡山市       64 広島市       65 北九州市       66 福岡市       67 熊本市       68 特別区		144.000		144.000									
61 堺市 62 神戸市 63 岡山市 64 広島市 65 北九州市 66 福岡市 67 熊本市 68 特別区	99												
62 神戸市 63 岡山市 64 広島市 65 北九州市 66 福岡市 67 熊本市 68 特別区	61 堺市												
63 岡山市 64 広島市 65 北九州市 66 福岡市 67 熊本市 68 特別区	62 神戸市												
66 福岡市     1000       67 熊本市     1000       68 特別区     1000	63 岡山市												
66 福岡市       67 熊本市       68 特別区	64 広島市												
67 熊本市 68 特別区 68 特別区	65 北九州市												
68  特別区	67 能太市												
at         144,000         50,000         194,000         10,400         861,000         83,700         944,700         51,091         51,091	68 特別区												
01.001 01.001	計	144.000	50.000	194.000		10.400	10.400	861.000	83.700	944.700		51.091	51.091

# 平成30年度 国の予算等貸付金債 第2回定例協議分(団体別貸付金別同意等額③)

(単位: 日だ										
			金貸付金(東日		daman da	合計				
_	小汽头	都道府県分	市町村分	計	都道府県分		計 002 201			
	北海道				819.000	84.391	903.391			
3	青森県 岩手県	80.740		80.740	170.276	13.218	13.218 170.276			
4	宮城県	00.740		60.740	1/0.2/0		170.270			
	秋田県									
	山形県									
7	福島県	9.400		9.400	9.400		9.400			
8	茨城県	5.554		5.554	5.554		5.554			
	栃木県									
10	群馬県									
	埼玉県				42.000		42.000			
	千葉県									
	東京都									
14	神奈川県									
	新潟県									
17	富山県 石川県					50.000	E0 000			
	福井県					30.000	50.000			
	山梨県									
	長野県									
	岐阜県									
	静岡県									
	愛知県									
	三重県					50.400	50.400			
	滋賀県									
	京都府									
	大阪府									
	兵庫県									
29	奈良県									
30	和歌山県 鳥取県									
32	島根県				4.467		4.467			
	岡山県				4.407		7.707			
	広島県									
35	山口県									
	徳島県									
	香川県									
38	愛媛県									
	高知県									
	福岡県									
	佐賀県									
42	長崎県 熊本県									
43	大分県									
	宮崎県									
	鹿児島県									
47	沖縄県					10.400	10.400			
	札幌市									
49	仙台市									
50	さいたま市									
51	千葉市									
	横浜市									
53	川崎市				10.990		10.990			
	相模原市									
	新潟市									
	静岡市 近松市									
	<u>浜松市</u> 名古屋市				244.000		244.000			
	名古屋市 京都市				244.000		244.000			
	大阪市									
	<del>界市</del>									
	神戸市									
	岡山市									
64	広島市									
65	北九州市									
66	福岡市									
	熊本市									
68	特別区	05.00:		05.001	1.005.005	000 100	1.511.000			
	計	95.694		95.694	1,305.687	208.409	1,514.096			

### 地方債協議等関係

#### (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)(抄)

(地方債の協議等)

- 第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2~10略)
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における**総務大臣の同意**並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

(地方債についての関与の特例)

- 第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
- 一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体
- 二 前条第四項第一号に規定する**実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体**
- 三~六 (略)
- $2 \sim 3$  (略)
- 4 普通税(地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。) の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体(第一項各号に掲げるものを除く。) は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
- $5 \sim 6$  (略)
- 7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の**総務大臣の許可**並びに第一項第四号から第六号までの規定による 指定及び第二項の規定による指定の解除については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない。**

#### (2) 地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)(抄)

(地方債の協議の相手方等)

- 第二条 法第五条の三第一項の規定による協議は、第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。
- 一 都道府県若しくは <u>地方自治法</u>(昭和二十二年法律第六十七号)<u>第二百五十二条の十九第一項</u>の<u>指定都市</u>(以下「指定都市」という。)(以下この項において「都道府県等」という。)又は地方公共団体の組合で都道府県等が加入するもの
- 二 市町村又は地方公共団体の組合で市町村が加入するもの(都道府県等が加入するものを除く。)
- 2 法第五条の三第一項の規定による協議をしようとする地方公共団体は、起債の目的となる事業の内容に応じて総務大臣が定める区分(以下「事業区分」という。)ごとに次条に規定する事項を記載した協議書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。
- 4 総務大臣は、法第五条の三第一項又は前項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意 に係る地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該同意に 係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。
- 5 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、**地方財政審議会の意見を聴かなければなら ない。**

## 第三条~第二十条(略)

(地方債の許可手続)

- 第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起こ そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二 条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道 府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 総務大臣は、第一項に規定する許可又は前項に規定する同意をしようとするときは、当該許可又は同意に係る 地方債の**限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可又は同意 に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。
- 5 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(抄)

(地方債の起債の許可)

- 第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政 再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方 法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、<u>総務大臣の許可を受けなければならない。</u>この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第 六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受 けることを要しない。
- $2 \sim 3$  (略)
- 4 総務大臣は、第一項の**総務大臣の許可**については、**地方財政審議会の意見を聴かなければならない**

## (4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)(抄)

(財政再生団体に係る地方債の許可手続)

#### 第十四条 (略)

2 総務大臣は、法第十三条第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、**財務大臣に協議するものとする。**ただし、当該許可に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

## (5) 地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)(抄)

(地方債の協議を要しない場合)

- **第一条** 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号。以下「法」という。)第五条の三第一項ただし書(法第五条の四第六項において準用する場合を含む。)に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - 一 市町村等(地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第二条第一項第二 号に掲げる地方公共団体をいう。)が**都道府県から借り入れる場合**
  - 二~九 (略)

#### (6) 平成 30 年度地方債同意等基準(平成 30 年総務省告示第 149 号)(抄)

#### 第二 協議団体に係る同意基準

- 二 協議に当たっての事業区分
  - 1 通常収支分
  - → 一般会計債
  - (二) 公営企業債
  - (三) 被災施設借換債

## 四 国の予算等貸付金債

国の予算等貸付金債については、国の予算から貸し付けられる貸付金を対象とするものとする。

田 補正予算債

#### 三 簡易協議手続に関する事項

- 1 簡易協議
- (2) 簡易協議の対象

二の1の(-)から(-)まで、(-)五及び(-)、(-)2の(-)、(-)2の(-)00)から(-)3まで、(-)2の(-)2の(-)2の(-)2の(-)3まで、(-)2の(-)2の(-)3まで、(-)3という。(

(3) 簡易協議の対象とならない地方債

(2)以外の地方債については、起債ごとに、個別に協議を行うものとする。

## (7) 平成30年度同意等基準運用要綱(平成30年4月2日総務副大臣通知)(抄)

#### 第五 その他の留意事項

#### 六 国の予算等貸付金債

- 1 国の予算等貸付金債の対象事業は、主として次に掲げるものであること。
  - (1) 通常収支分
    - ア 中小企業高度化資金貸付金
    - 才 土地区画整理組合等貸付金
    - ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金
    - 工 災害援護資金貸付金
    - 才 都市開発資金貸付金
    - カ 市街地再開発組合等貸付金
    - キ 有料道路(駐車場を含む。)整備資金貸付金
    - ク 埠頭整備等資金貸付金
    - ケ 公害防止資金貸付金
    - コ 農業共済資金貸付金
    - サ 木材産業等高度化推進資金貸付金
    - シ 沿道整備資金貸付金
    - ス 沖縄振興開発金融公庫資金貸付金
    - セ 農地保有合理化促進対策資金貸付金
    - ソ 就農支援資金貸付金
    - 夕 **日本政策金融公庫資金貸付金**
    - チ 連続立体交差資金貸付金
    - ツ 都市環境維持・改善事業資金貸付金
    - テ地域商店街活性化高度化資金貸付金
    - 卜 電線敷設工事資金貸付金
    - ナ 賑わい増進事業資金貸付金
    - 二 特定連絡道路工事資金貸付金
  - (2) 東日本大震災分(復旧·復興事業)

#### 災害援護資金貸付金

※ 各貸付金の根拠条文は省略

2 国の予算等貸付金債については、原則として、簡易協議等手続と同スケジュールにより、**国の各省庁 等からの交付決定等に基づく額を同意等予定額と同様に扱って、速やかに、同意等を行う**ものであること。